

## ドローン空撮サービス利用規約(法人・企業向け)

本規約は、株式会社三沢警備保障ドローン事業部(以下「甲」)が提供するドローン空撮サービス(以下「本サービス」)の利用について、甲と本サービスを利用する法人または個人事業主(以下「乙」)との間の条件を定めるものである。

### 第1条(適用)

1. 本規約は、本サービスの利用に関する甲乙間の一切の關係に適用される。
2. 甲が別途提示する見積書、申込書、発注書、同意書等は、本規約の一部を構成するものとする。

### 第2条(本サービスの内容)

1. 本サービスは、ドローンおよび必要に応じて地上撮影機材を用いた空撮・映像撮影業務とする。
2. 撮影内容、条件、納品形式、納期等の詳細は、甲が事前に提示する見積書または甲乙間の個別合意により定めるものとする。

### 第3条(法令遵守および安全確保)

1. 甲は、航空法その他関係法令、ガイドラインおよび安全基準を遵守し、本サービスを実施するものとする。
2. 甲は、天候、風況、周囲環境、第三者の安全確保その他の理由により、撮影の全部または一部を中止または変更することができる。
3. 前項の場合、甲は乙に対し、合理的な範囲でその理由を説明するものとする。

#### 第4条(撮影可否の判断)

1. 本サービスにおける撮影可否の最終判断は、甲が行うものとする。
2. 法令上または安全上問題があると甲が判断した場合、乙の要望があっても、甲は撮影を実施しないものとする。
3. 撮影実施中においても、状況の変化により甲が危険と判断した場合、甲は直ちに撮影を中止できるものとする。

#### 第5条(料金および支払条件)

1. 本サービスの料金は、甲が事前に見積書にて提示し、乙が同意した金額とする。
2. 支払方法、支払期限その他の条件は、見積書または別途甲乙間で合意した内容に従うものとする。
3. 乙の都合による撮影内容の変更、追加または作業時間の延長が生じた場合、甲は追加費用を請求できるものとする。

#### 第6条(キャンセルおよび日程変更)

1. 乙の都合により撮影をキャンセルまたは日程変更する場合、甲所定のキャンセル料が発生することがある。
2. 天候、自然災害、法令上の制限その他不可抗力により撮影が実施できない場合、甲乙協議のうえ対応を決定するものとする。

#### 第7条(成果物の納品)

1. 甲は、見積書または個別合意に基づき、本サービスの成果物を乙に納品するものとする。
2. 乙は、成果物の納品後、合理的期間内に内容を確認し、不備がある場合は速やかに甲に通知するものとする。

## 第 8 条(著作権および利用範囲)

1. 本サービスにより制作された成果物の著作権は、別途合意のない限り、甲に帰属するものとする。
2. 乙は、甲が許諾した目的および範囲内においてのみ、成果物を利用できるものとする。
3. 乙は、成果物を第三者へ提供、再販、二次利用する場合、事前に甲の書面による承諾を得るものとする。

## 第 9 条(禁止事項)

乙は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはならない。

1. 法令または公序良俗に反する行為
2. 第三者の権利、肖像権、プライバシー等を侵害する行為
3. 虚偽または不正確な情報を甲に提供する行為
4. 甲の判断を無視した無理な撮影要求

## 第 10 条(免責)

1. 甲は、甲の故意または重過失によらない限り、本サービスに関連して乙に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
2. 天候、通信障害、自然災害、第三者の妨害等により生じた損害についても同様とする。

## 第 11 条(損害賠償)

乙が本規約に違反し、甲に損害を与えた場合、乙は甲に対し、その損害を賠償する責任を負うものとする。

## 第 12 条(規約の変更)

甲は、必要に応じて本規約を変更することができるものとする。

変更後の規約は、甲が公表または通知した時点で効力を生じる。

## 第 13 条(準拠法および管轄)

本規約は日本法に準拠し、本サービスに関して甲乙間に生じた紛争については、甲の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とする。

## 付則

本規約は、2026年1月1日より施行する。